

平成 28 年度全国高等学校総合体育大会

東広島市実行委員会売店等運営要項

1 趣 旨

この要項は、平成 28 年度全国高等学校総合体育大会売店等設置基本方針に基づき、平成 28 年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の参加者及び一般観覧者等の便宜を図り、併せて東広島市の物産を広く紹介することを目的として、平成 28 年度全国高等学校総合体育大会東広島市実行委員会（以下「会場地市実行委員会」という。）が設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 売店を設置する競技会場及び設置期間

競技種目	競技会場	設置期間
サッカー競技	東広島運動公園陸上競技場	7月27日(水)～7月29日(金)
レスリング競技	東広島運動公園体育館	8月2日(火)～8月5日(金)

※原則、期間中の途中開設及び途中閉店は認めない。ただし、悪天候その他やむを得ない事情の場合はこの限りではない。

3 開設時間

原則として開会式または競技開始1時間前から競技終了1時間後までとする。ただし、会場地市実行委員会は必要に応じて、これを変更することができる。

4 施設等の使用許可

会場地市実行委員会は、各競技会場区域内に売店等を設置しようとするときは、各競技会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるものとする。

5 出店申請

各競技会場に出店を希望する者は、出店申請書（様式第1号）に関係書類（添付書類1～3）を添えて、会場地市実行委員会に申請するものとする。

6 出店者の選定

(1) 会場地市実行委員会は、当該運営要項に定める規定のほか、次の事項に留意し、適当と認めた者を出店者として選定する。

ア 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。

イ その他、会場地市実行委員会が特に認めること。

(2) 出店申請者が当該会場の売店設置予定数を超えたときは、設置面積、出店品目のバラ

ンス等を考慮したうえで会場地市実行委員会が選定する。

7 出店許可

会場地市実行委員会は、申請内容を審査し、売店等の設置面積や出店者の販売品目等を考慮して適当と判断した出店者に対し、出店許可証（様式第2号）を交付するものとする。

8 販売品目

売店において販売を認める品目は、原則として次によるものとする。

(1) 食 品

売店等において調理又は加工を行わない食品であって、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品衛生関係法令等に基づく適切な表示がなされている次のものとする。

ア パン類（調理パンを除く）及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生関係法令等に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

イ 飲料水類

食品衛生関係法令等に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、密閉容器入りで衛生的なもの。

ただし、清涼飲料等については、（公財）全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している大塚製薬株式会社製品に限定するが、果汁100%飲料、乳飲料、氷菓、地元特産品としてのお茶及びジュースは例外とする。

ウ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

エ 土産商品類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。

(2) 土産品

包装、内容、品質等において、本市の土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、記念バッジ類

(4) その他、大会参加者及び一般観覧者等にとって必要と思われる最小限のもの。

9 食品の販売における留意点

(1) 会場地市実行委員会は、食品を販売する売店等を出店許可する場合は、設置場所、保管方法、取扱食品等について所轄の保健所と協議するものとする。

(2) 食品衛生関係法令等により、営業許可又は届出等を必要とする出店者にあつては、所轄の保健所の許可等を受け、その許可証等の写しを会場地市実行委員会へ提出するとともに、売店にはその許可証等を掲示しなければならない。

(3) 食品の販売における食品衛生対策については、「平成28年度全国高等学校総合体育大会広島県食品衛生対策実施要領」によるものとする。

10 出店の場所及び売店の規模

- (1) 出店の場所は会場地市実行委員会が指定する場所とする。
- (2) 売店等の規模は、原則として、1店舗あたりテント1張(2間×3間)とする。ただし、会場地市実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

11 売店設置数

競技ごとに、会場地市実行委員会が定めるものとする。

12 経費負担

出店者は、売店等の設置、管理、警備、運営及び撤去等に要する一切の経費を負担するものとする。

13 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、出店許可証(様式第2号)を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み又は拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 販売に伴う廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に清潔にしておくこと。
- (7) 飲食物を販売する売店にあっては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収し処分すること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託してはならないこと。
- (9) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 競技会場の付帯施設(上下水道・電気等)の使用は、原則として認めない。
- (11) 発電機等を使用する場合は、燃料の取扱いに注意し、消火器等を用意するなど火災予防に努めること。
- (11) 売店等には出店者及び従業員の中から売店責任者を定め、現場に常駐させ、管理運営にあたらせること。
- (12) 販売品等の搬入、搬出に使用する車両には、別途交付する駐車許可証を見やすい位置に掲示すること。
- (13) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (14) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、会場地市実行委員会の指示に従うこと。
- (15) 天候の悪化等の事情により、会場地市実行委員会がやむを得ず危機回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (16) その他関係法令等を遵守し、会場地市実行委員会及び施設管理者その他関係機関の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

14 許可の取り消し

会場地市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上不相当と認められるときは、出店許可を取り消すものとする。なお、この場合において、出店者は、会場地市実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

15 損害賠償

出店者が施設又は第三者等に損害を与えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

16 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を会場地市実行委員会へ請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む）等、会場地市実行委員会が予測できない事由により、出店が中止又は縮小された場合においても、出店準備で生じた経費等の補償を会場地市実行委員会へ請求することはできない。

17 原状回復

出店者が施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、会場地市実行委員会の検査を受けなければならない。

18 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、会場地市実行委員会は一切その責を負わない。

19 報 告

会場地市実行委員会は、売店等の出店許可をした場合は、競技種目別大会開催前までに
出店許可報告書（様式第3号）を平成28年度全国高等学校総合体育大会広島県実行委員会
に提出するものとする。

20 委 任

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、会場地市実行委員会が別に定め
る。

附 則

この要項は、平成28年4月21日から施行し、平成29年3月31日を持って失効する。